

平成20年度福祉施策に係る県への要望（提言）について

回答

1 地域福祉に関すること

(1) 地域活性化事業の積極的活用

- ① 「地域福祉活性化事業」の市町村での取組みについて、積極的に先駆的な事例の情報を提供するなど、市町村にて積極的に地域福祉を推進するという方向性を提示願いたい。
- ② 本会としても、市町村社会福祉協議会での受託を積極的に働きかけるので、これまで実施してきた「市町村地域福祉支援事業」における関係する市町村社会福祉協議会の実績なども加味し、地域におけるコーディネーターの重要性の視点も踏まえ、より広いビジョンで「地域福祉力」を高める施策等の結果をまとめ、本県での導入を進められたい。

〔社会福祉課〕

- ① 県としては、市町村において地域福祉を推進していただくための支援策として、平成19年度に市町村及び市町村社協職員を対象に実施した保健福祉行政管理者研修において、長野県茅野市の地域福祉計画策定に関する事例を紹介したほか、市町村職員が地域住民の意見を引き出す場づくりや合意形成を導く際に役立つ技術であるファシリテーション研修等を実施してきたところです。
また、平成20年度の保健福祉行政管理者研修においても、住民と行政の協働による「福祉でまちづくり」を推進している山形県最上町の事例を紹介する予定であり、今後とも市町村における地域福祉の推進を支援していくこととしています。
- ② 「市町村地域福祉支援事業」については、平成18、19年度の事業実績についてそれぞれ報告書としてまとめ、各市町村及び市町村社会福祉協議会に配付しています。また、平成20年度は、社会福祉課の職員が県内全市町村の地域福祉担当課を訪問し、「小地域住民福祉活動」の実施状況を調査するとともに、住民主体の地域福祉活動の重要性について説明してきたところです。
平成21年度以降の「地域福祉活性化事業」の実施について、補助協議を行なうかどうかは、市町村の判断になりますが、県としては「地域福祉活性化事業」の実施の有無にかかわらず、地域福祉の推進について市町村を支援していくこととしています。
なお、平成21年度での「地域福祉活性化事業」の実施については、今後、市町村に補助要望の有無を照会し、必要な対応をして参ります。

2 児童福祉に関すること。

(1) 児童の家庭的養護の充実

- ① 「里親委託推進委員会」の中で、宮城県の児童に関する社会的養護の現状や課題、家庭的養護の必要性を改めて検討いただき、里親委託の目標値・年次計画、及びファミリーグループホームの設置数等、具体的な目標値を示していただきたい。
- ② 厚生労働省雇用均等・児童家庭局で通知されている「里親委託推進事業実施要綱」に基づき、県内各児童相談所に、「里親委託推進委員会」の設置や「里親委託推進員」を専任で設置していただき、児童の家庭的養護体制の充実に努めていただきたい。
- ③ 県内の児童相談所をはじめ、関係機関が参加して、子どもの受け入れや養育の観点から「宮城県ファミリーグループホーム」の効果を検証したうえで、今後創設される小規模住宅型児童養育事業（仮称）を実施願いたい。併せて、現在実施しているファミリーグループホームについて、小規模住居型児童養育事業へ円滑に継承願いたい。
- ④ 今まで以上に県民や関係機関への普及・啓発を図るため、市町村長あて改めて制度普及を周知されたい。また、未委託者及び登録初期の里親等に対する研修や情報交換会を児童相談所ごとに企画実施する等、里親の資質向上のための研修等の充実を図っていただきたい。

〔子ども家庭課〕

- ①② 家庭での養育に欠ける児童を家庭的な環境のもとで養育する里親制度は、児童に対する社会的養護の諸施策の中でも極めて重要なものの一つと考えています。そこで里親・施設・児童相談所等

がより連携を図り、さらなる里親委託を推進するため今年度から「里親委託推進事業」を実施しています。

具体的には、平成 20 年 4 月に中央児童相談所に「里親委託推進員」を専任で 1 名配置したほか、7 月には「里親委託推進検討会」を設置しました。第 1 回の検討会では、里親委託推進に向けた目標値の設定と具体的事項の検討を行っています。

- ③ 「ファミリーグループホーム」については、国において制度化の検討を進めているところであり、県としては、その推移を見守るとともに、国の制度化に沿って、より一層、家庭的な養護実施に努めていきます。
- ④ 里親制度の普及については、例年、県政だよりや新聞・ラジオのほか、リーフレットの作成・配布による周知を図っているところであり、研修会の開催とともに今後とも普及啓発に努めていきます。

(2) 児童の施設養護の充実

- ① 児童養護に入所する児童の状況を考えると、現在の「児童福祉施設最低基準」では、対応困難な現状が生じており、実態に応じた現行最低基準以上の体制が必要である旨、国に対し意見・提案願いたい。
- ② 宮城県においても、厚生労働省へ意見・提案するほか、施設内のケアの小規模化、小舎化、家庭支援の強化等に関して、国に先立って実態に応じた補完的な事業を実施していただきたい。
- ③ 県は研修の機会の確保について「社会保障審議会児童部会社会的専門委員会報告書」の中でも明確に位置づけられるように、都道府県段階での児童養護施設職員の専門性、資質向上を目指した必要な研修を保障するよう努められたい。

〔子ども家庭課〕

- ① 児童福祉施設職員の配置基準及び措置費・運営費については、現行では十分とはいえず、職員の業務実態に即した配置基準及び措置費・運営費の改善を図るよう、毎年、国に働きかけているところです。
- ② 施設内のケアの小規模化等については、国の制度に沿った形（ハード整備等）で支援していきます。
- ③ 児童福祉施設職員の専門性、資質向上を目指した必要な研修については、毎年、実施しているところであり、今後とも継続して実施していきます。

(3) 要保護児童対策地域協議会の強化・促進

- ① 要保護児童対策地域協議会の運営については、小学校区単位で設置され、実務者レベルの困難事例に対応可能なケース検討会を開催される等、地域で柔軟に対応できる体制となるよう市町村に働きかけ願いたい。

〔子ども家庭課〕

- ① 子ども虐待防止市町村ネットワークについては、平成 20 年 4 月 1 日現在、県内市町村（仙台市除く）35 のうち設置済み 34 です。うち、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会の設置は 26 となっています。

今後は、法律に基づく要保護児童対策地域協議会への移行を増やすとともに、当協議会の内容の充実が図られるよう市町村に働きかけていきます。

- ② 平成 20 年度の予算の方向性・動向も踏まえて、調整機関となる市町村に一定の役割りを有する専門性をそなえた職員を配置し、社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会等と連携するよう、積極的に助言願いたい。

〔子ども家庭課〕

- ② 市町村における専門性をそなえた職員の配置への取組みについては、県としては市町村職員等を対象とした研修会に、専門の大学教授や児童相談所の職員を講師として派遣するなど、その資質向上に努めてきたところであり、今後とも継続して実施していきます。

3 高齢者福祉に関すること

(1) 養護老人ホーム利用者等への自立支援の充実

- ① 養護老人ホームの役割が一部変更となったことから、「生活能力を戻すトレーニング」「地域生活体験」等、施設敷地外での自立支援の取り組みが可能となるよう、「自活訓練加算」の制度を創設するよう、国に提案願いたい。
- ② 養護老人ホーム利用者が社会復帰するに際しては、地域のさりげない見守り体制を確立するため、市町村担当者・保健福祉事務所のケースワーカー・地域包括支援センター職員・市町村社会福祉協議会職員・民生委員等、公と住民活動のネットワーク内に、養護老人ホームの職員等が必要に応じ参画し、支援者側の顔の見える関係を基本とした、包括的な地域ケア体制の整備を図るよう、市町村等へ助言願いたい。
- ③ 更に、高齢者が、地域において安定的・継続的な生活が可能となるよう、共同生活を希望する者に対しては、公営住宅の活用による共同生活の調整等、地域での受け皿体制整備について、市町村レベルに提案願いたい。

〔長寿社会政策課〕

- ① 自立促進事業については、「老人保護措置費に係る各種加算等の取扱に関する指針」（平成 18 年 1 月 24 日老発第 0124003 号）に定める施設機能強化推進費の加算が認められているところですが、同指針は技術的助言であることから、自立支援等の加算のさらなる充実については、各市町村の判断と責任において行われるものです。

県としては、養護老人ホームが、入所者の自立支援に向けた取組を推進していくことが重要であると認識しており、今後、市町村から老人保護措置費の加算の充実について協議等があれば、市町村の判断を尊重しつつ、助言に努めていくこととします。

なお、老人福祉法第 11 条の規定による措置に係る国庫負担金については、平成 16 年度における三位一体改革により廃止され、市町村において一般財源化されています。

- ② 市町村における包括的な地域ケア体制の核となるのは各市町村地域包括支援センター（以下「センター」という。）で、県としては、センターの役割に大いに期待しているところであり、センター職員に対する研修や連絡会議を通じて側面的な支援を行っているところです。

しかしながら、センターが、その役割りを十分に発揮している段階にあるとは言えないのが現状です。県としても、養護老人ホーム入所者の社会復帰に当たって、フォーマル・インフォーマルを問わず、多様な主体による包括的な地域ケア体制の構築の重要性を認識しており、今後、センターに対する支援を引き続き推進していく中で助言に努めていくこととします。

- ③ 措置入所した高齢者が地域に復帰する場合の受け皿づくりは、地域包括支援センターを核とした多様な主体による包括的な地域ケア体制の中で行われるものと思われます。その方策等については、市町村の特性によって異なるものと思われるますが、県としては、できるだけ円滑な推進が図られるよう、市町村の判断を尊重しつつ、助言に努めていくこととします。

4 障害者福祉に関すること

(1) 精神障害者の福祉領域による地域生活移行の推進

- ① 国に対して、医療領域以外の支援の必要を訴え、精神障害者の特性に合致し、福祉領域でも夜間も含めた運営が可能となる事業形態の制度化、及び訓練等給付に係る事業利用期間・回数制限について、一部必要に応じ緩和するよう強く働きかけ願いたい。更に、その制度ができるまでの期間については、宮城県による、都道府県単位の構造改革特区の申請により、特例として独自運用することも一案である。
- ② 市町村において、暫定支給期間後の改善・維持効果の判断及び事業利用期間等、短期間の状態観察については、単純に判断せず、精神障害者の特性を考慮し、本人の意向・事業所側の意見も充分に加味し、本支給決定に至るまで、訓練効果の期待可能性を総合的に判断するよう、関係機関に助言願いたい。
- ③ 併せて宮城県は、精神障害者社会復帰施設の役割・機能の水準を低下させず、精神障害者の福祉領域による地域生活移行を、本人のエンパワメントと生活力を高める（※生活障害の改善）視点に立ち、県内における先駆的な取り組みとして、推進願いたい。また、地域の主たる受け皿となる共同生活援助の増に向けて、法人等への積極的に働きかけ願いたい。

〔障害福祉課〕

- ① 精神障害者の特性や福祉サービスへのニーズ及び利用実態を勘案しながら、今後、制度改善などが必要と考えられる事項については、国に対して要望及び提案を適宜行ってまいります。なお、都道府県単位の構造改革特区の申請につきましても、現在のところ考えておりません。
 - ② 本支給決定については、精神に限らず、本人・家族・サービス事業者などによる調整会議の開催などにより、本人意向の確認やアセスメントを行うよう市町村に対して指導をしております。また、今後も継続して行います。
 - ③ 精神障害者社会復帰施設である「宮城県援護寮」については、精神障害者の地域生活移行の一端を担う機能を持つ施設であり、仙台市以外では唯一の施設であることから、引き続き機能を推進していきたいと考えています。
- また、グループホームの整備については、法人等へ働きかけを行ってまいります。

(2) 障害者自立支援法の自立支援給付に係る期間限定規定の撤廃等

- ① 下記の報酬について期間限定ではなく継続して実施すること、及び障害者自立支援都区別対策事業（下記事業以外にも利用者・事業者の状況を勘案し継続実施が必要）の継続実施の必要性を国に提案願いたい。
- ② 併せて、宮城県は、国が実施する経営実態調査以外にも、特に、長期的に障害者が安心して地域生活できるよう、経済的側面の多様な実態把握を含めて、県内の障害者・事業者・関係機関等の状況の把握に努め、実情に応じた対応策を検討し、必要に応じ支援願いたい。

〔障害福祉課〕

- ① 障害福祉サービス等提供事業者の報酬に係る加算の継続については、そもそも報酬体系の改善により解決すべきものと考えております。

県では、平成21年政府要望等において、障害福祉サービス等提供事業者の報酬基準については、現在（国において）実施している「障害福祉サービス等経営実態調査」の結果を踏まえ所要の改善を図ることを要望しております。また、他県等と連携し、今後ともサービス提供事業者等の経営安定化を図るとともに、法施行後3年後の見直しに向け、法の目指す地域生活移行・就労促進等を促すサービス提供の確保や、福祉・介護ニーズの拡大に対応できる人材の安定確保ができるよう人員配置基準や報酬額について改善を図ること等、国に対し要望しております。

- ② 県では、「障害者プラン」や「障害福祉計画」（第1期計画）の策定時や推進状況等を把握するなか等で必要に応じて、実態等の把握を行ってまいりました。今後についても、必要に応じて実態把握に努めてまいりたいと考えております。

5 その他

(1) 若年認知症患者及び家族への支援体制整備

- ① 医療・保健・福祉関係者に限らず、企業等を含めた一般の方に対しても若年認知症への理解が促進されるよう、シンポジウムを開催する等の普及啓発を願いたい。
- ② 医療・保健・福祉の関係機関の連携の下、早期発見、並びに家族ケアを含めたその後の包括的な支援が円滑に結びつくよう、相談窓口や職員の専門的研修を担う拠点病院を設置願いたい。
- ③ 若年認知症患者にとって利用しやすい福祉サービスを充実させるため、本人及び家族の生活と介護保険事業所の実態を調査し、それに則した事業所の体制を検討するよう国に提案願いたい。併せて、40歳以上で診断を受けた患者については、その原因に関わらず介護保険制度のサービスが受けられるよう、国に提案願いたい。

〔長寿社会政策課〕

- ① 若年性認知症は、理解不足から誤解や偏見につながり、また、支援体制の不足もあって介護家族の負担は非常に重く、普及啓発や適切なケアの構築が大きな問題であると認識しています。県といたしましては、現在「認知症の人と家族の会」の有志によって行われています介護家族支援活動や事業所の事例等を研究し、対策を検討していきたいと考えています。
- ②③ 国では、現在、認知症介護を行う事業所も含めた実態把握と介護報酬見直しの議論を進めています。県としても引き続き現場の実態を踏まえた制度となるよう働きかけていきます。なお「特定疾病」に対する拡大は、介護保険制度の趣旨からみて困難と考えます。

(2) 社会福祉事業における従事者の人材確保等

- ① 福祉従業者が安心して従事できる環境づくりの主要かつ最大の対策として、現行の人件費水準の増を図るため、各層の報酬単価については、人件費充充分が把握可能となる算出基礎を公表するとともに、事業所経営者側が、その算出基礎以上に支援する体制を確立するよう、国に対して強めの働きかけを願いたい。また、宮城県にあって、この視点に立って福祉施策を推進願いたい。
- ② 更に、国が定める介護保険法・障害者自立支援法に係る告示、基本単位、児童保護措置費弁基準・各種補助金交付要綱等においても、障害の重さ等の単純区分だけでなく、利用者の特性に必要なとされる現実の支援度合いが反映される、きめ細やかな額が設定されるよう、国に働きかけ願いたい。また、様々な福祉領域において、専門性の向上が重要視されているが、専門職の配置に伴う、別途加算の措置がなされるよう国に働きかけ願いたい。なお、一定の基準に対して、人件費割合が極端に低い事業所については、指定取消の厳しい処分を行なう等、サービスの質を担保するためには必要な措置と考えられることから、県としても検討して国に働きかけ願いたい。
- ③ 宮城県においては、今後策定するプラン等に福祉人材確保・育成の充実を盛り込み、指針における都道府県の役割となる「従業者の受給状況や就業状況」の把握、「従業者に対する研修体制の整備」「経営や関係団体等のネットワーク構築」などにおいて、福祉は人的サービスであるとの基本的な視点にたち、それぞれの施策について具体的な取り組みを明確化させていただきたい。

〔共通〕

- ① 社会福祉事業従事者については、就業希望者も少なく採用もままならない上に、離職率も高いのが現状であることから、安定的かつ優良な人材の確保が不可欠であり、現場の実情を踏まえて、給与、勤務条件、キャリアアップの仕組み等について実情を把握し、報酬上の適正な評価を行なうなど、新たな人材確保指針に基づく実効性のある人材確保対策を早急に講じるよう要望を行なっているところです。
- ② 全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会においても、国の制度の運用に当たっては、補助基準等を一律に適用するのではなく、地域の実情に応じた決め細やかな取組が講じられるよう柔軟な運用を可能とする制度設計を行うよう国に要望を行っています。
また、専門職員の配置については施設ごとの配置基準との関係があり検証が必要と考えます。なお、サービスの質の確保については、トータル的に判断する必要があると考えます。
- ③ 福祉人材確保・育成については、「みやぎ保健医療福祉プラン」（H18 3 策定）において、基本目標の一つである『安心できる地域サービスの提供』の中で、専門性の高い人材の養成・確保を施策

として掲げているところです。さらに、当該プランを受けた「みやぎ高齢者元気プランにおいては、ケア及び地域支援事業を担う人材育成と資質の向上について具体的に盛り込んでおり、事業の推進に努めているところです。

加えて、「宮城障害者プラン」や「宮城県障害者福祉計画」においても、サービスの担い手の確保と資質の向上について具体的に盛り込んでおり、事業の推進に努めているところです。

関係団体からの要望（提言）

6 宮城県母子福祉連合会

（１）母子家庭等への支援体制の強化

- ① 母子・父子世帯の親が、安心して子育てと仕事ができるよう、保育所・放課後児童クラブへの優先入所・利用時間の延長、及び公営住宅への優先入所等、子育て支援体制が充実されるよう、市町村・事業者等に対して助言願いたい。更に、宮城県においては、平成20年度に策定される「新宮城県ひとり親家庭自立促進計画」に、市町村ごとの取り組みも具体的に明記し、県内全体の底上げを図られたい。
- ② また、企業側に対しても、母子世帯の母親の優先的採用・託児室設置・就業時間の配慮等、子育て支援の環境整備を積極的に推進している例を広く紹介し、表彰等していただきたい。
- ③ 児童扶養手当の改定については、母子家庭にとって重要な手当であるため、緩やかな減額等、緩和措置を講じるよう、国に意見願いたい。また、ジェンダーフリー（性別にとらわれない）の公平性により、父子家庭についても、所得状況等に応じ、児童扶養手当の支給が可能となるよう、国レベルの検討も必要である。

〔子ども家庭課〕

- ① 母子及び寡婦福祉法の規定に基づく「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」において、母子・父子家庭の児童に係る保育所・放課後児童クラブへの入所及び公営住宅への優先入居が定められており、母子・父子世帯の子どもに対する優先的入所の要望があることを市町村に対して情報提供をしております。

利用時間の延長について、保育所は国で予算措置しており、また、放課後児童クラブの利用時間の延長については、放課後児童クラブの開設時間全体で対応すべきものと考えられますが、県としては開設時間の延長に対する運営費補助の加算制度を設け、長時間開設している市町村を指導しており、今後もこの制度を継続してまいりたいと考えております。

なお、平成20年3月に「新宮城県ひとり親家庭自立促進計画」を策定し、引き続き市町村の役割を明確にしたところです。

〔住宅課〕

公営住宅の入居者募集につきましては、公営住宅法第22条の規定により原則として公募で行なわれることから、母子・父子世帯であっても公募を経ずに入居することはできません。

しかし、公募による応募者が多数のため抽選により入居者を決定する場合、公営住宅の事業主体である県や市町村が地域の状況等必要に応じて倍率優遇の措置をとることができます。

現在、県内のほとんどの事業主体が母子世帯を優遇措置の対象としておりますが、父子世帯も優遇措置の対象としているのは、県と一部の市となっています。

優遇措置の実施につきましては、事業主体である市町村の裁量であることから、県としては母子・父子家庭への優遇措置実施のご要望を踏まえ、優遇措置未実施の市町村に対し、会議等を通じ母子・父子家庭への優遇措置を働きかけてまいります。

〔子ども家庭課〕

- ② 子育てにやさしい企業表彰制度により、子育て支援に積極的な企業を表彰しており、母子世帯の母親に対する配慮をしている事例について、積極的に広報してまいります。
- ③ 児童扶養手当の一部支給停止等については、政令施行にあたり、全国母子家庭世帯調査の結果等を踏まえ、慎重に対応するよう国に要望している。また、父子家庭に対する支給についても、国に要望しています。

- ④ 父又は母の一方が扶養控除を受けている場合、養育費を定期的に支払っている等の条件により、扶養控除を受けていない側についても、養育費未払い等を防止する観点より、税制上の優遇が図られるよう、「養育費控除」を創設するよう、国に提案願いたい。また、養育費の一括支払いについては、「贈与税を課税しない取り扱い」も検討するよう、国に提案願いたい。

〔子ども家庭課〕

- ④ 「養育費控除」等については、全国の動きに留意しながら、今後県母連等から情報を得てまいりたい。

7 宮城県精神障害者家族連合会

(1) 精神障害者の地域生活支援の基盤整備

- ① 地域における公的証人制度の必要性より、障害者自立支援法の「住居入居等支援事業」と併せて、市町村（広域実施等）において保証に係る一部助成制度を実施するよう、施策誘導・広域調整願いたい。
- ② 将来的にも小規模作業所として継続して運営される事業所については、宮城県が独自に認可する小規模作業所として位置づけ、「小規模作業所緊急支援事業」と同等の県単独事業を創設し、現行の運営が継続できるよう配慮願いたい。
- ③ 相談支援について、当事者等対応による相談件数自体は少ないと見込まれるが、必要性は高いため、効率的な広域実施とした県単補助事業として検討願いたい。

〔障害福祉課〕

- ① 賃貸住宅への入居が円滑に行くよう、県と市町村で役割分担を踏まえながら、入居後の支援体制の構築などに取り組んでまいります。
- ② 小規模作業所については、運営基盤の強化の観点から、地域活動支援センターなど、障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行が必要であると認識しております。
- なお、小規模作業所に対する支援については、市町村の役割として位置づけられており、県と市町村の役割分担の観点から、小規模作業所を本県として独自に認可することは考えておりません。
- ③ 相談支援事業については、市町村事業であることから、利用者の相談ニーズに適切に対応できる者を配置するよう市町村に対し働きかけます。

8 宮城県視覚障害者福祉協会

(1) 視覚障害者への情報保障の推進

- ① 中途視覚障害者が必要とする情報提供について、個別の説明方式による十分な制度説明が図られるよう、市町村担当者に対して現場研修・専門研修を実施願いたい。
- また、視覚障害者の身体障害者手帳の交付申請時等、市町村窓口で訪問・相談した場合、当事者の各種手当での受給状況等も確認し、必要に応じて本人に伝達するよう助言願いたい。
- ② 行政文書の SP コード化については、経費が生じず簡易な作業にて対応が可能であるため、宮城県保健福祉部障害福祉課内だけでなく、全庁的に拡大するよう配慮願いたい。
- ③ 宮城県のホームページについて、HTML 言語にて構成されている主たるページ以外は、ワード・エクセル・一太郎等のデータ形式の形態で構成し、可能な範囲内でバリアフリー化を推進願いたい。
- また、墨字文書については、弱視者が利用できるよう、拡大文字、及び点字化・音声化にて提示願いたい。特に、視覚障害者のニーズが高い県営住宅の募集要項の冊子類、及びケア付き住宅の空き情報等、重要な情報については、上記の情報保障を徹底し、A4 版にて全文掲載し発行願いたい。
- ④ 視覚障害者等情報支援緊急整備事業の実施においては、単なる市町村への補助金交付事務だけでなく、機器類が有効に活用されているか検証願いたい。

〔障害福祉課〕

- ① リハビリテーション支援センターが実施している身体障害者福祉担当者研修などを通じて、市町村職員の専門的知識の習得が図れるよう、支援していききたい。
- なお、視覚障害に係る身体障害者手帳の交付時には、音声による「福祉ガイド」を沿え、視覚障害者が個別制度の理解を深められるよう努めているところです。
- ② 障害福祉課から発出する文書のうち、貴会や視覚障害者あてのものについては、SP コード変換ソ

フトでの対応可能な文書（1枚 800字程度）に、コードを添付しているところです。

また、昨年度、県庁内各部局の担当者を対象とした説明会を開催し、SPコードの作成方法、利点等について周知を図ったところであり、引き続き、添付の拡大に努めていきます。

- ③ 宮城県のホームページについては、誰もが情報を取得できるようアクセシビリティを確保した作成を心がけておりますが、今後より一層、可能な範囲内で視覚障害者等の利用に配慮したホームページの運用を行ってまいります。

〔社会福祉課〕

県が発行する印刷物については、利用目的、利用頻度、ニーズ等の必要性を考慮しながら個別具体的に判断することとなりますが、高齢者や障害者を問わずだれも見やすいように、文字の大きさや配色などを含め、ユニバーサルデザインの視点から、資料・印刷物を作成するよう配慮いたします。

〔障害福祉課〕

- ④ 視覚障害者等情報支援緊急整備事業の活用については、既に県内27市町村において拡大読書器、活字文書読み上げ装置等が設置済または設置予定であり、今後、市町村指導の場を通じて利用状況を把握するとともに、機器のさらなる利用促進を図っていきます。

（２）宮城県視覚障害者情報センターの運営、及び新福祉センターのバリアフリー化等

- ① 宮城県視覚障害者情報センター、又は宮城県リハビリテーション支援センターに、市町村担当者支援及び関係機関との連携をコーディネートするため、視覚障害者生活訓練指導員を配置願いたい。
- なお、新規雇用が困難な場合、盲学校職員を国立身体障害者リハビリテーション学院の養成課程に長期派遣し、リハビリテーション支援センター等との人事交流にて対応する方法も一案である。
- ② 新福祉センター等、公共施設の建設・改修においては、「床面と柱・壁は類似色にせず、明度差の大きい配色とする」「階段や段差の前後では床面の色を明確に区別する」「表示類を目の高さに設置する」「文字は大きめのゴシック体とする」「面の色と文字の色のコントラストを明確に区別する」等、弱視者に配慮した表示を活用し、全国的に参考となるハードとして設計・運営願いたい。
- ③ 機器・用具の常設展示用スペースの設置について、新福祉センターが開設する平成24年3月までの期間限定で、盲学校寄宿舎の空き部屋を活用し、日常生活用具・情報機器・便利グッズ等を展示する常設展示室を設置し、県内の視覚障害者・家族・関係者が閲覧・試用できるよう検討願いたい。

〔障害福祉課〕

- ① 新たな専門職員の配置は困難と考えており、現有職員による市町村へのより効果的な助言・指導と、関係機関との連携の強化に努めていきます。

〔保健福祉総務課〕

- ② 新福祉センターにおいては、「バリアフリー新法」及び「だれもが住みよいまちづくり条例」に基づき、全ての利用者が円滑に利用できるよう配慮すること等、事業者にはバリアフリーやユニバーサルデザインに基づく施設整備を求めています。

こうしたことから、弱視の方のみならず、高齢者や障害のある方等、全ての施設利用者が利用しやすい施設となるよう、取組んで参ります。

〔共通〕

- ③ 盲学校の寄宿舎については、集団生活を通して、社会自立に必要な能力や態度を養うことを目的に設置している教育施設に位置づけられており、その用途についても盲学校生徒の教育の用に供するものとされています。

(3) 視覚障害者への雇用支援の充実

- ① 雇用する側の理解不足による退職の防止、及び中途視覚障害者の職場復帰の支援策を充実させるため、宮城県リハビリテーション支援センターや宮城県障害者職業センターとの連携により、視覚障害者が就労できるよう、補助する用具・機器類について普及啓発願いたい。
具体的には、視覚障害者の就労という視点に絞ったパンフレットを作成し、企業団体等へ配布する等の取り組み以外にも、県行政の事務において、補助する用具・機器類を活用すれば就労が可能なものを調査し、モデル的に弱視者等を臨時職員として雇用し、障害者雇用を推進願いたい。
- ② また、雇用する側の責任者、又は一部の者の理解だけでは、継続的な就労が困難となる場合もあるため、全盲者を前提とした内容とは異なる、「弱視者の見え方体験」等、専門的な視覚障害者の福祉教育プログラムについて、一般企業の従事者にも提供できる体制を、雇用担当部局・企業団体等と調整し奨励願いたい。

〔障害福祉課〕

県の地域生活支援事業の一つとして実施している「視覚障害者家庭・社会生活訓練事業」の枠組みの中で、補助用具・機器類について啓発に努めていきたいと考えている。

〔産業人材・雇用対策課〕

県内事業主に対する障害者雇用の普及啓発については、主に社団法人宮城県雇用支援協会が「宮城県障害者雇用支援のつどい」において、障害者雇用優良事業所及び優秀勤労障害者の実施するほか、障害者職業生活相談員資格認定講習会の実施、機関紙の発行やリーフレットを作成し会員事業主に配布などをおこなっています。

当該事業を実施する中で、これまで、視覚障害者にも優秀勤労障害者として表彰を行なうとともに、機関紙での視覚障害者雇用職場の改善好事例などを取上げてきたところです。

県としても当該事業が実施されるにあたり、県も支援を行っていることから、今後、より一層視覚障害者の就労や好事例などを取り上げていただけるよう働きかけてまいりたいと考えています。

〔人事課・障害福祉課〕

障害者雇用については、県では昭和 63 年度から障害者を対象とした特別選考による職員採用に努めております。また、障害者雇用の推進を図る観点から、知的障害者を職場実習生として受け入れる取り組みを行っておりますが、今後は、視覚障害者を含め様々な障害者の受入が検討課題であると考えております。このため、ご提案の臨時職員という制度にとらわれず、例えばインターンシップという形での職場実習生の受入やそれらを通じた職域の拡大等について検討してまいりたいと考えております。

(4) 視覚障害者の参政権行使のための配慮

- ① 県内の市町村レベルの選挙においても、希望する視覚障害者に対して、選挙公報の録音版の制作・配布、又は無料電話サービス等を行ない、有権者として公平に参政権が行使できるよう、市町村選挙管理委員会等へ提案願いたい。
- ② 電子投票制度導入においては、視覚障害者に対する配慮も検討し、安心して確実、かつスムーズに権利行使ができるよう、県としてマニュアル等を作成し、市町村へ配布する等、対応願いたい。
- ③ 全ての選挙において、障害者等も公平に参政権が行使できるよう、権利行使のために配慮すべき内容の調査・研究を行い、必要に応じ公職選挙法の一部改正、及び地方公共団体の義務・技術的な配慮事項等について取りまとめするよう国に提案願いたい。

〔選挙管理委員会事務局〕

① 視覚障害者の情報保障の観点から、検討している市町村へ情報提供したい。

② 電子投票については、安定的な運用について課題があることなどから普及が進んでいない状況ですが、今後、導入を検討する市町村があれば、視覚障害者に対する配慮についても周知してまいります。

③ 都道府県選挙管理委員会連合会を通じ、国に法改正の要望を行っております。